

# 法人版事業承継税制 ツツコミ質問

納税資金の確保



## 事業承継税制について 説明してください

後継者が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の、株式等を取得した場合の贈与税や相続税について、一定の要件を満たすと、その納税が猶予され、後継者の死亡等により、次の後継者に事業承継できた場合には、納税が猶予されている贈与税や相続税の納付が免除される制度です。



## 事業承継税制の一般措置と特例措置の違いを説明してください

特例措置については、事前の計画策定や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引上げがされているなどの違いがあります。



## 事業承継税制を受けるための会社の要件を説明してください

事業承継税制を受けるための会社の要件は、上場会社でないことです。

また、中小企業者に該当しない会社や、風俗営業会社。資産管理会社のいずれにも該当しないことです。



## 事業承継税制(贈与)を受けるための 後継者の主な要件を説明してください

事業承継税制（贈与）を受けるための、後継者の主な要件は、

贈与時に会社の代表取締役になっていること。

18歳以上であること。

贈与時まで3年以上会社の役員であること。

総議決権数の50%超の議決権数を保有すること。



## 事業承継税制(贈与)を受けるための 後継者の主な要件を説明してください

後継者が1人の場合は、後継者の議決権数が、後継者と特別の関係がある者の中で、最も多くの議決権数を保有すること。

後継者が複数人の場合は、総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、最も多くの議決権数を保有することです。



## 事業承継税制(相続)を受けるための 後継者の主な要件を説明してください

事業承継税制（相続）を受けるための、後継者の主な要件は、相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に会社の代表取締役であること。

総議決権数の50%超の議決権数を保有すること。



## 事業承継税制(相続)を受けるための 後継者の主な要件を説明してください

後継者が1人の場合は、後継者の議決権数が、後継者と特別の関係がある者の中で、最も多くの議決権数を保有すること。

後継者が複数人の場合は、総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、最も多くの議決権数を保有すること。

相続開始の直前において、会社の役員であることです。



## 事業承継税制を受けるための 先代経営者の主要な要件を説明してください

事業承継税制を受けるための、先代経営者の主要な要件は、会社の代表取締役であること。

贈与（相続）の直前に、総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いた中で最も多くの議決権数を保有していたこと。  
贈与時に、会社の代表取締役でないことです。

?

## 資産管理会社とは どういった会社のことですか？

資産管理会社とは、自らが使用していない不動産や、現金・預金、有価証券など、特定の資産の保有割合が、総資産の総額の70%以上の会社や、これらの特定の資産からの運用収入が、総収入金額の75%以上の会社のことです。



## 資産管理会社とは どういった会社のことですか？

ただし、資産管理会社でも、事務所や店舗などを所有、または賃借していること、商品販売等を3年以上おこなっていること、従業員が5名以上いることの、すべてを満たしていれば、資産管理会社には該当せず、事業承継税制の適用を受けることができます。

資産管理会社に該当すると、納税猶予開始の時だけでなく、経過後も納税猶予の取り消し事由に該当するので注意が必要です。